

「学力に関する証明書」申請時の注意点

※「学力に関する証明書」を申請前にご一読ください。

「学力に関する証明書」とは、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得するにあたって必要となる単位数を、関係法規に定められる区分に読み替えた証明書のことです。

「学力に関する証明書」は、入学時に所属学科で取得可能であった免許状（課程認定のある免許状）についてのみ発行可能です。別の学校種、科目の免許状をこれから新たに取得する場合でもその学校種、科目で発行できない場合があります。必要な証明書を事前に提出先に確認してください。

在学中に修得された科目名、単位数、成績などを記載した証明書は「成績証明書」です。

免許状取得の証明ではありませんので、免許状を紛失された場合などは、都道府県教育委員会に「教育職員免許状授与証明書」をご請求ください。

（北翔大学から一括申請で免許状取得された方は原則、北海道教育委員会が授与権者です。）

■「学力に関する証明書」が必要な場合は主に以下の通りです。

- ① 現時点で免許状取得要件を満たしており、教育委員会に免許状の申請を行う場合
- ② 現時点では免許状取得要件を満たしておらず、教育委員会で不足単位を確認する場合
- ③ 現時点では免許状取得要件を満たしておらず、他大学等で不足単位を修得する場合

■教育職員免許法改正に伴う本学の入学年度別の適用免許法は次の通りです。

適用免許法	入学年度
新法（平成 28 年改正法）	平成 31（2019）年度入学～
旧法（平成 10 年改正法）	平成 12（2000）～平成 30（2018）年度入学
旧々法（昭和 63 年改正法）	平成 2（1990）～平成 11（1999）年度入学
旧々々法	～平成元（1989）年度入学

① 旧法以前の入学生で、在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合や、別の学校種、科目の免許状をこれから新たに取得する場合は原則、新法が適用されます。

新法に読み替えた「学力に関する証明書」を発行する必要がありますので、適用法令欄は新法に☑を入れてください。

② 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（「日本国憲法」・「体育」・「外国語コミュニケーション」・「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」の 4 区分）のみを証明する「学力に関する証明書」は、在学していた学部学科の教職課程の有無や入学年度に関係なく、発行することができます。

○「学力に関する証明書」は、原則として本学書式・在学時の氏名にて発行します。

○英文の「学力に関する証明書」はありません。

【問い合わせ先】

北翔大学 教育支援総合センター 学習支援オフィス（平日 8:30～17:00）

TEL：011-387-9109（直通）

Mail：registra@hokusho-u.ac.jp